

令和6年度弘前市事業活性化資金特別保証融資制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、弘前市内の中小企業者の経営の安定と事業の活性化を図り、もって地元産業の振興に資することを目的とする。

(保証対象者)

第2条 この制度の保証対象者は、弘前市内に住所又は主な事業所を有し、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）の適用を受ける業種に属する事業を行う中小企業者で、納税状況の良好なものとする。

(取扱金融機関)

第3条 この制度は、株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行、株式会社秋田銀行、東奥信用金庫、青い森信用金庫及び青森県信用組合（以下「取扱金融機関」という。）において取り扱うものとする。

(融資総額)

第4条 この制度の融資総額は、令和6年度弘前市小口資金特別保証融資制度の融資額と合わせた額とし、上限を3,648,400,000円とする。

(実施期間)

第5条 この制度の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(裏付資金)

第6条 市は、この制度の円滑な運営のため、取扱金融機関に対して総額286,000,000円を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで預託する。

2 各取扱金融機関への預託金の額は、株式会社青森銀行に94,400,000円、株式会社みちのく銀行に68,000,000円、株式会社秋田銀行に17,600,000円、東奥信用金庫に71,400,000円、青い森信用金庫に32,200,000円、青森県信用組合に2,400,000円とする。

(資金使途)

第7条 この制度の保証を受けた資金の使途は、企業経営に必要な運転資金又は設備資金とする。

(貸付金額)

第8条 この制度の貸付金額は、1企業につき20,000,000円以内とする。

(保証期間)

第9条 この制度の保証期間は、10年以内（第11条後段の規定による据置期間を含む。）とする。

(貸付形式)

第10条 この制度は、手形貸付、証書貸付及び手形割引の方法による貸付けとする。

(償還方法)

第11条 この制度の保証を受けた貸付けの償還方法は、一括償還又は割賦償還とする。この場合において、運転資金にあっては6か月以内、設備資金にあっては1年以内の据置期間を設けることができる。

(貸付利率)

第12条 この制度に係る貸付利率は、年率2.1パーセント以内（固定金利）とする。

2 前項の利率については、基準割引率及び基準貸付利率等の変動に伴い市中金融利率と極端な差が生じたときは、市、取扱金融機関及び青森県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が協議のうえ変更するものとする。

(保証料率)

第13条 この制度に係る保証料率は、無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用する場合においては、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた別表の区分の料率を適用する。ただし、次のいずれかに該当する者は、別表区分⑤の欄に掲げる保証料率とする。

(1) 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書を作成していないもの

(2) 事業開始後最初の事業年度の決算において貸借対照表及び損益計算書を作成していないもの

(3) 同一の事業を営む複数の者であって金融機関からの借入れに係る連帶債務を負担するもの

2 前項の規定にかかわらず、法第2条第5項第1号から第4号及び第6号に該当する場合は年0.95パーセント、同項第5号、第7号及び第8号に該当する場合は年0.86パーセントとするなど特例保証等に該当する場合は保証協会所定の保証料率を適用する。（割引適用は、別表割引適用の項1に該当する場合のみとする。）

3 中小企業者である法人が、保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとすることを選択する場合には、前2項で定める所定の保証料率に0.25パーセント又は0.45パーセントを上乗せした保証料率とする。

(保証料)

第14条 市は、この制度に係る保証料の全額について、保証協会に対して補給するものとする。

ただし、前条第3項により上乗せした保証料は補給しない。

(保証料補給金の請求)

第15条 保証協会は、別に定めるところにより市長に保証料補給金の支払請求を行うものとする。

(保証料補給金の支払)

第16条 市長は、前条の支払請求があった日から起算して30日以内に保証協会に対して保証料補給金を支払うものとする。

(保証人及び担保)

第17条 この制度による融資を受ける場合の保証人については、原則として法人の代表者を除いては、徴求しないこととし、かつ、必要に応じて担保を徴求する。ただし、当該融資が特別小口保険に該当する場合は、保証人及び担保を不要とする。

(報告)

第18条 保証協会は、毎月15日までに前月中の利用状況を市長に報告しなければならない。

(モニタリング)

第19条 取扱金融機関は、保証対象者が法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の認定を受けた者であって、保証協会から保証承諾を受けたものである場合、貸付を実行した日から5年後の応答日（貸付期間が5年未満の場合には、貸付期間の最終年の応答日）まで、モニタリングを行うものとする。

- 2 取扱金融機関は、半期に一度、保証協会に対し、モニタリングの内容を電子媒体で報告するものとする。
- 3 取扱金融機関は、モニタリングの対象となる保証対象者の半期末時点における直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該保証対象者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- 4 取扱金融機関は、第2項の報告を行わなかった場合、当該案件に係る代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を提出するものとする。

(その他)

第20条 この制度の略称を~~活~~とする。

- 2 この制度による融資を受けようとする保証対象者のうち、特別小口保険を利用しようとするものは当該保証対象者に係る法人市民税に係る納税証明書等を、経営安定関連特例保険を利用しようとするものは法に規定する市長の認定書を、それぞれ融資を受けようとする際に取扱金融機関を経由して保証協会に提出するものとする。
- 3 この要綱に定めのない事項については、市、取扱金融機関及び保証協会が協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第13条第1項、第2項関係)